

岩手県障がい者プランの策定について

1 現計画の概要

- ・ 障がい者計画 (資料 2-3 P 1)
- ・ 障がい福祉計画 (資料 2-3 P 2)

2 新プランの構成について

岩手県障がい者プランは、障がい者計画、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画（新たに法定計画として追加されたもの）で構成される。

障がい者計画は、障がい者福祉行政の基本的方向や施策等について定めるものであり、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は、障がい者計画を実行するための具体的な障がい福祉サービス提供体制の整備・確保等について定めるものである。

<プランの構成>

- (1) **障がい者計画**（根拠：障害者基本法第 11 条第 2 項）
県における障害者のための施策に関する基本的な計画
- (2) **障がい福祉計画（第 5 期）**（根拠：障害者総合支援法第 89 条第 1 項）
障害福祉サービスの提供体制の確保その他障害者総合支援法に基づく業務の円滑な実施に関する計画
- (3) **障がい児福祉計画（第 1 期）**（根拠：児童福祉法第 33 条の 22）
障害児通所支援等の提供体制の確保その他障害児通所支援等の円滑な実施に関する計画

3 新プランの策定について（箱囲みが方針）

(1) 障がい者計画

ア 基本目標

現行計画の目標を仮置きし、今後の検討過程において文言修正の検討を行う。

（参考）現行計画の目標

障がいの有無にかかわらず、それぞれの力を生かし、共に助け合いながら、いきいきと暮らすことができる「共に生きるいわて」の実現を目指す。

イ 計画の体系

現時点では現行計画の体系を基本とし、今後、有識者の意見（障害者施策推進協議会）や各分野の社会情勢の変化を踏まえ、適宜、構成や項目の見直しを行う。

ウ 計画期間

現行計画は 7 年（H23～29 年度）であるが、次期計画は「6 年」（H30～35 年度）とする。

⇒（理由）

- ・ 障がい福祉計画 2 期分（第 5 期、第 6 期）の終期（平成 35 年度）に合わせるため。
- ・ 第 5 次障害者基本計画の策定（平成 35 年度予定）内容及び第 5 期、第 6 期の障がい福祉計画の取組状況を次々期の計画に反映することができるため。

エ 対象者

障害者基本法第 2 条で規定される障害者（現計画と変更なし）

「障害者」

身体障害、知的障害、精神障害（発達障がいを含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの。

※社会的障壁…障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの

(2) 障がい福祉計画、(3) 障がい児福祉計画

ア 計画の体系

障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成18年厚生労働省告示第395号）【最終改正 平成29年厚生労働省告示第116号】（以下「基本指針」という。）に即して作成する。

障がい福祉計画と障がい児福祉計画を一体的に策定する。

⇒（理由）

・ライフステージに合わせて切れ目のない支援を提供していくには、障がい者・障がい児の福祉サービスを相互に又は一体的に実施していく体制、仕組みづくりをしていく必要があるため。

（参考）

・東北各県においても一体的に策定する方向で検討を進めていること。

現行計画と同様、県計画に合わせ各広域局等において圏域計画を策定する。

⇒（理由）

現在の障がい保健福祉圏域（9圏域）は、地域の特性や障がい保健福祉サービスなどの需要に応じて、サービス基盤の整備を推進しながら、包括的なサービスを適切に提供する体制づくりを図るために設定された地域単位であることから、引き続き現在の9圏域ごとに計画を策定し、障がい者施策を推進する必要があること。

イ 計画期間

基本指針に即し、「3年」（平成30～32年度）とする。

ウ 対象者

障害者総合支援法第4条で規定される障害者及び障害児（現計画と変更なし）。

「障害者」

①身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者

②知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち18歳以上である者

③精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者（発達障害者支援法第2条第2項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。）のうち18歳以上である者

④治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって18歳以上であるもの

「障害児」

児童福祉法第四条第二項に規定する障害児をいう。

4 策定のスケジュール

資料2-4のとおり

なお、策定段階において、県社会福祉審議会や県自立支援協議会で報告を行うほか、パブリック・コメントや障がい者福祉関係者との意見交換会を実施する予定。